

海運業会計

——船舶の減価償却を中心として——

M1365301 石 田 享 士

わが国のように周囲を海に囲まれている国家が貿易を行うためには、船舶による海上輸送（海運）が必要不可欠である。海運は他の交通サービス、例えば空運や鉄道、トラック輸送などの陸運と異なり、我々が普段直接に目にすることが少ない。しかし、実際には、わが国の経済活動や国民生活は海運によって支えられているといつても過言ではない。

海運は、わが国においては民間企業がこれを担当し、また海運を事業として行うためには、少なくとも船舶とそれを運航する船員を確保しなければならない。本論文においては、これらのうち特に船舶に着目する。

船舶とは、自ら海上を移動し交通サービスを生産する巨大かつ高価な生産設備である。海運会社が高額な資産である船舶を所有する場合、これを如何に費用処理していくかが非常に重要な問題となる。本論文においては、まず海運会社が船舶を所有した場合の会計処理、特に費用化の手続きである減価償却について制度面から説明する。具体的にいえば、船舶の減価償却については、海運業独自の財務諸表作成基準である海運企業財務諸表準則に計算方法等についての定めがある。また法人税法の体系にも船舶の減価償却についての豊富な規定がある。本論文においては、こうした会計基準や税法の規定の根拠、制定過程についても言及する。

以上のような船舶の減価償却に関する制度的な検討をしたうえで、本論文においては海運会社の船舶の減価償却についての会計基準の適用面についての検討を行う。企業は会計基準が複数ある場合には適切な任意のひとつを選択・適用する。海運会社の選択可能な船舶の減価償却方法は、昭和51（1976）年以降、定額法、定率法とやや適用対象船舶が限定されるものの運航距

離比例法の3方式となった。本論文ではこれ以降の大手海運会社における船舶の減価償却についての会計方針の変更について調査し、その適用過程について検討するとともに、会計行動の背景にある事情についても言及する。

本論文の構成は次のとおりである。

第1章では、船舶の減価償却を検討するうえで必要な海運業をめぐる制度会計について説明している。特に海運業には独自の財務諸表作成基準である海運企業財務諸表準則が定められている。本章では海運企業財務諸表準則の制定経緯と、他の制度会計との関連性について説明している。

第2章では、海運企業財務諸表準則に定められた船舶の減価償却に関する規定について説明している。特に海運業に独特の運航距離比例法について、その特殊性、導入経緯等についても検討している。

第3章では、税務会計の観点から船舶の減価償却について説明している。法人税額の算出方法といった基礎的な部分から船舶の耐用年数の算出根拠あるいは特別償却について、船舶の減価償却に関する税制を幅広く説明している。

第4章では、まず船舶の運航形態や海運市況等といった海運業独特の事情について説明し、その上で具体的に海運大手3社の船舶の減価償却に関する会計方針について時系列的に検討している。

第5章では、以上で検討した結果を受けて、海運会社における利益の平準化について論じるとともに、海運業における同質的な会計行動あるいは非同質的な会計行動を検討することの重要性について論じる。